

JBIC 及び NEXI の原子力関連プロジェクトにかかる  
情報公開指針（仮称）作成に関するコンサルテーション会合  
（第 8 回会合）  
2017 年 8 月 29 日（火）  
（10:00～12:00）  
国際協力銀行本店 9 階講堂

【司会】 お待たせいたしました。時間が少々経過いたしましたので申し訳ございません。それでは、第 8 回のコンサルテーション会合を始めさせていただきたいと思っております。これより国際協力銀行、日本貿易保険の原子力関連プロジェクトにかかる情報公開指針作成に関する第 8 回コンサルテーション会合を開催させていただきます。本日はお忙しい中お越しいただきまして、どうもありがとうございます。前回に引き続き、私、JBIC 経営企画部の橋山が司会を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

前回までで論点を議論いたしましたということでございますので、今回は事前にウェブにアップさせていただいております情報公開指針案に関しまして、JBIC・NEXI からまず説明をしていただきたいと思います。その上で皆さまから質問や御意見をいただく形で進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

なお、この会合の議事録につきましては透明性確保の観点から後日公開をさせていただきます。一方、御出席いただいている皆さまのプライバシーを確保する観点から映像や写真の撮影はお控えいただければと存じます。録音は構いませんけれども音声自体の公開は控えていただければお願いいたします。また御発言の際は挙手をいただきまして、先にお名前、所属を言ってから御発言いただければと思います。ただし匿名希望される場合は匿名で御発言いただいても構いませんし、議事録だけ匿名を希望される場合はその旨付言していただければ、議事録は匿名で公開をさせていただきます。自由闊達な議論を確保する観点から、皆さまにおかれましてはこの匿名希望の場合の取扱を守っていただくようお願いできればと存じます。

本日のお時間でございますが、10 時から 11 時 30 分までの 1 時間半を予定してございますが、2 時間ルールで、状況を見て 12 時まで延長する可能性がある点、あらかじめ申し上げさせていただきます。進め方について補足がありましたら、JBIC・NEXI のほうから何かございますか。

【国際協力銀行 大矢】 国際協力銀行の大矢でございます。本日もよろしく願いいたします。1 点補足として、司会のほうから説明ありましたように情報公開指針案について今回説明させていただきますが、同時に NGO の皆さまから新たに意見書を頂いております。これは別途配布しておりますし、またウェブにも載せさせていただいておりますが、我々

のほうから指針を説明する際に、指針は1部と2部二つに分かれておりますけれども、指針の第2部を説明する際にこのNGOの意見書に対する我々の考え方についても可能な範囲で触れたいというふうに考えています。補足は以上でございます。

【司会】 それでは指針案の議論に移りたいと存じます。まずJBIC・NEXIより説明をお願いいたします。

【国際協力銀行 大矢】 一つ、指針に入る前に前回のコンサルテーション会合で御質問という宿題を一つ賜っておりまして、融資契約における環境情報に基づき、貸出停止又は期限前弁済を求めた例があるかどうかと、こういう御質問をいただいておったと思います。我々のほうでちょっと調べてみました。JBICのほうで2012年4月から2017年6月末までの5年、5年強ですね、その期間について行内で関係各部の協力も仰いで事実確認を行いました。そうした事例は1件ございました。どこ国の案件、どういう案件、これは個別案件の話になるので控えさせていただければと思いますけれども1件ございました。

さらに原子力についてのそういう期限前弁済だとか、貸出停止をした案件があるかという話が、御質問ありましたけれども、この1件というのは原子力案件ではございません。つまり原子力プロジェクトについてはそうした案件は存在しなかったということを確認しましたので御報告させていただきます。

【司会】 それでは説明をよろしく願いいたします。NEXI。

【日本貿易保険 佐藤】 NEXIの佐藤でございます。JBICさんのほうにいただいた御質問に直接該当するものということではないんですけれども、私ども保険機関ということで貸出停止だとか強制プリペイという概念がございません。保険契約の解除という観点におきましては原子力の案件プラス通常の案件含めて、そういった案件は該当するものがございませんでしたということで御回答させていただきたいと思っております。

【司会】 よろしいですか。それではJBIC・NEXIのほうから指針案についての説明をお願いします。

【国際協力銀行 大矢】 国際協力銀行の大矢でございます。お手元にあります指針案JBICバージョンで御説明させていただきます。まず本指針案を作成するに当たっては論点の議論というのを皆さまと一緒にさせていただいております。皆さまからいただいた御意見というのは相当程度盛り込んでおります。そういう意味で皆さまとの共同作業で作った指針と言えるのではないかと考えておりまして、皆さまのインプット、それから御協力、これに非常に感謝しております。ありがとうございます。

それからお手元には JBIC 版、それから NEXI 版二つありますけれども、基本的には内容は同一でございます。説明は JBIC 版をベースに行わせていただきますけれども、両者の差異について説明が必要な項目がもしあれば、それは後で NEXI の佐藤さんのほうから補足いただきたいというふうに思っております。

では表紙 1 枚おめくりいただきまして、1 ページ目でございます。前書きの所でございます。パラグラフの二つ目ですけれども、本指針は当行の環境ガイドラインを補完するものであるということをうたっております。これは、皆様から情報公開指針の位置付けというのを明確にという御意見をいただいております、それを踏まえて入れたものでございます。

次のパラですけれども、指針の対象となる原子力プロジェクトについては当該プロジェクト実施者等による情報公開及び住民参加配慮が適切になされていることを確認するということを書いております。情報公開及び住民参加配慮、これを合わせて情報公開配慮というふうに定義をしております、以降この文言を頻繁に使っております。

それから次のパラグラフですけれども、原子力利用に当たって最も優先されるべきは安全であることを認識、というスタンスというのを表明しております。これについてはまさに論点議論したとき、大いに議論させていただいたんですけれども、なかなか、安全を正面から我々が、ということは難しいんですけども、ただやはり安全というのは優先されるべきであるということを認識としてここに、前書きに述べさせていただいていると、皆さんの御意見を一定程度踏まえたものでございます。

それから次のパラですけれども、コモンアプローチ、これを踏まえて策定したものであるということ。それからあと本指針自身は必要に応じて見直されるものであるということに記載しております。

1 枚めくって目次なので目次は飛ばして、3 ページでございます。3 ページにおいて三つ目のパラですけれども、原子力プロジェクトの影響を受ける地域住民や現地 NGO を含むステークホルダーの参加が重要であることに留意する、ということをやっております。

それから次のパラで原子力プロジェクトの潜在的影響の大きさに鑑み、原子力プロジェクトにおいては適切な情報公開配慮が特に重要であることを認識し、この指針を策定している、という背景をうたっております。

それから、基準についてコモンアプローチの考え方を適用すると。コモンアプローチにおいては原子力安全条約、それから IAEA 基準、こういったものが書かれておりますので、コモンアプローチの考え方を適用するというをやっております。

一つ飛ばして次のパラですけれども、当行は融資等を意思決定する際にレビューを行うと。それからもう一つ飛ばして、意思決定以降においてもモニタリングや働きかけというのを行っていくということを説明しております。

次に 2. 情報公開配慮の目的、位置付けですけれども、指針は当行が行う手続、基準、確認する内容、こういったものを示すと。示すことによって指針に沿った適切な情報公開配

慮の実施を促すものであるということをうたっております。

次のページ、4ページ目の3.適用でございますけれども、本指針はガイドラインを補完するもの、このガイドラインというのは環境ガイドラインのことで、前のほうで定義しております。つまり、指針は環境ガイドラインを補完するものとし、ガイドラインが対象とするプロジェクトのうち、政府のいわゆる検討会議ですね、検討会議が安全配慮等確認を行う案件、これを原子力プロジェクトと定義しておりますけれども、それに適用すると。また、本情報指針はガイドラインに加えて適用される、ということをうたっております。

それから次のパラ、(2)ですけれども、情報公開配慮の主体は原則としてプロジェクト実施者であると。当行はこれを確認するという役割を書いています。次の(3)ですけれども、実施することとして意思決定をする際のレビュー、それから意思決定後のモニタリングということを書いております。このモニタリングについては論点を議論した際に皆さまのほうから、モニタリングも含んだ包括的なものに指針をすべきであるという御意見をいただいております、それを取り入れたものでございます。

それから一つ飛んで次のパラですけれども、当行はレビューにおいて指針に照らし、原子力プロジェクトの特性、地域固有の状況を勘案した上で以下を確認するというので、プロジェクト実施前に適切かつ十分な情報公開配慮がなされるか、それから意思決定後、情報公開配慮が適切に実施されるか、こういうことを確認するというのをうたっております。

次の5ページ目でございますけれども、情報の入手ですけれども、基本的には借入人等から提供される情報に基づきレビューを行うと。もちろん必要に応じて追加的情報提供を求めるとというのが(4)の一つ目のパラでうたわれております。

(5)基準ですけれども、基準として a、b、c と書いてありまして、a が相手国及び当該地方の政府等が定めた基準。それから b として世銀のセーフガードポリシーまたは国際金融公社のパフォーマンス・スタンダード。c として原子力安全条約、それから使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約、それから IAEA の安全基準と、こういう基準というのを示しており、基準と比較検討して大きな乖離がある場合には対話を行い、対応策を確認するというのをうたっております。

それから(6)の意思決定の反映の所でございますけれども、レビューの結果、適切な情報公開配慮が確保されないと判断した場合は、借入人を通じプロジェクト実施者に働きかけ、次のパラですけれども、適切な情報公開配慮がなされない場合には融資等を実施しないこともあり得るということです。これは意思決定への反映が必要だという御意見を取り入れさせていただいたものでございます。

それから次のページですけれども、(1)でレビュー、ガイドラインに定められた環境レビューに加えて、情報公開指針に関するレビューを行うということと、あとモニタリングを行うということでございます。5.の当行による情報公開配慮確認、これは2パラ目を御覧いただきたいんですけれども、プロジェクト実施国で一般に公開された文書のうち情報公

開配慮上重要な文書について、当行ウェブサイト等で公開をするということです。

6.に意思決定への反映というのを若干細かく書いておりました、まずレビュー結果を融資等の意思決定に反映するというのをうたった上で、融資契約あるいはこれに付随する文書を通じ、以下の内容を確保するよう最大限努力するという事で、黒ポツがいくつかありまして、例えば情報公開配慮にかかる対策やモニタリングについて当行に報告すること。これ、一つ目に書いております。

それから問題が生じた場合には協議が行われるよう努力すると、これを二つ目に書いておりました、あと相手国政府の役割が重要である場合には、これらの者も含めて取り決め等を結ぶよう努力するというのを書いております。

また、要求する事項を満たしていないことが明らかになった場合には、当行は融資契約あるいはこれに付随する文書に基づいて貸付等の実行を停止し、または借入人に期限前償還を求めることがあるということを書いております。これも広い意味で意思決定への反映が必要であるという皆さんの御意見を踏まえるとともに前回の論点の会合においても NGO の皆さまのほうから、文言についても環境ガイドラインに沿うような提案がありまして、それと同様の文言というのを入れるということを考えたいというふうに思っているところでございます。

7.ですけれども、不遵守に関して異議申立てを受け付けるということで、これも異議申立ての対象にすべきだという御意見というのを取り入れて、ここに7.に明記をしているということでございます。

第1部は基本的にフローというか、手続面をこういう形で述べておりました、第2部のほうは中身ですね。具体的に確認する内容というのを書いております。こちらのほうは NEXI の佐藤さんのほうから御説明いただければと思っております。

【日本貿易保険 佐藤】 NEXI の佐藤でございます。第2部の説明に入る前に、第1部のほうで JBIC さんと私ども NEXI のガイドラインで基本的には同様のものになっているということになりますけれども、若干違う部分というのがございます。どういったところかと申しますと、JBIC さんは銀行、ダイレクトレンダーということになっておりますけれども、私どもは保険機関ということで、プロジェクト実施者との関与というのは間接的になるということがありまして、それで、そういった部分での表現の違いというのはございます。

例えば JBIC さんの3ページ目の所で、1.の情報公開配慮確認にかかる基本指針という所で、これは例えばなんですけれども、1.の最後のパラグラフの所、当行はという所で、借入人等に働きかけるというところが、私ども NEXI の指針におきましては、同じく3ページの1.の最後の所でございますけれども、私どものほうは輸出者等を通じプロジェクト実施者に働きかけるというような、機関としての特性を踏まえた書き方がなされています。そういったもの以外に関しては、基本的には同等の内容になっております。

それでは第1部に引き続き、第2部に関する御説明をしたいと思っておりますけれども

も、先ほど大矢さんのほうから御説明がありましたが、第2部につきまして NGOの方から8月16日付で御提言をいただいております。この御提言の部分と第2部の部分というのが多くの部分で重なっているという所もございまして、若干ですけれども御提言について触れさせていただきたいと思っております。

この16日付の御提言の内容の1.の所につきまして、情報公開を確認すべき文書の個別の名称を非常に細かく提示していただいております。私ども非常に勉強になるありがたい資料だというふうに思っておりますけれども、一方で、私どもJBIC・NEXIが指針案で示している内容というのがございますけれども、いろいろ見ていくと、実は私どもJBIC・NEXIの指針の内容と大きくは変わらないんじゃないか、基本的なところでは考え方は合っているんじゃないかというふうに思っているところであります。

ただ記載の仕方とかがっていうところで、アプローチが異なるというところはあるのかなというふうに思っております。NGOの方々の御提案というのは基本的には日本の国の設置許可申請で求められる内容というものを中心に項目や文書名というのを記載いただいているというふうに理解しております。

ただ、項目や文書の名前だとかっていうのは、日本ではこういう分け方ということになるのかとは思っているんですが、それぞれの国でいろいろと、括り方だとか、文書の名称だとかっていうことについてはいろいろなやり方があるんじゃないかというふうに思っております。我々考えておりますのは、詳細でかつ一律な記載の仕方をしてしまうと、指針での確認の実行性を削いでしまうという可能性があるんじゃないかなということをやっと懸念しております。

後で内容を御説明いたしますけれども、我々JBIC・NEXIの指針のこの第2部の、8ページの所になりますけれども、1.(2)の所で情報公開という所がございまして、こちらのほうでは1つめのボツの所で情報公開手続というふうにしてまして、原子力に関する規制や指針、それから原子力に関する規制手続、原子力に関する規制上の意思決定ということが情報公開されているかどうかを確認するというふうに記載してございます。

それから個別のプロジェクトに関しましては、その下のボツの所で、ステークホルダーに対して以下の情報の入手可能性と提供がなされているかということを確認する、ということで、立地だとか建設計画、それから緊急時の準備と対応計画、環境影響評価、それと使用済燃料及び放射線廃棄物の管理計画というものを確認していただくということでございまして、実質的にはNGOの方々の御提案と近いものがあるんじゃないかというふうに考えてはおります。

では個別に第2部のほうの内容について御説明をしていきたいというふうに思っております。第2部でございまして、1.として原子力プロジェクトの情報公開配慮に関し確認する項目ということで、以下の項目を挙げております。(1)としましては相手国の法体系ということで1ボツ目が関連国際協定ということでございます。

こちらのほうで二つ挙げておりますのが原子力の安全に関する条約、それから使用済燃

料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約ということでございます。これは先ほど第1部のほうの御説明でもありましたけれども、OECDのコモンアプローチのほうにこういった条約の参照ということが記載されております。そういったことを踏まえて、こういった条約の内容につきまして、その対応の状況を確認するというところでこちらのほうで記載しております。

それからその下のポツですけれどもIAEAの安全基準、これも先ほど御説明ありましたけれども我々の指針の中でも参照する基準として記載しておりますし、OECDのコモンアプローチの中でも言及されている基準でございます。加盟状況とともにIAEA基準が求める情報公開配慮の対応状況ということを確認するということを考えております。

それから(2)の情報公開ということで、1ポツ目の情報公開手続について以下の情報の適切な公開がなされているかどうかを確認するというところで、1)から3)まで三つほど挙げております。一つ目が原子力に関する規制、指針。こういったものが現地国で公開がなされているかどうかということを確認する。

それから原子力に関する規制手続ですね。これは規制機関がどういう手続で実施するのかということが明らかになっているのか、あるいは法令で定められたものが公開されているのかどうかということを確認していくということでございます。

それから三つ目が原子力に関する規制上の意思決定ということでございますけれども、これは許認可申請とその意思決定、いわゆる許認可に関しまして、情報公開と住民参加という手続がなされているかどうか、あるいはなされる手続になっているかどうかということを確認していくということを考えております。

それから二つ目のポツで個別プロジェクトにおける情報の入手可能性と提供ということでございますけれども、個別案件に関しまして情報がしっかり公開されているかどうか。ステークホルダーに対して公開されて、後で住民参加というところ出てきますけれども、住民との協議がなされているかどうかということを確認するというところで、こちらのほうで四つほど挙げております。

一つ目が立地及び建設計画ということで、こちらのほうはプロジェクトの安全確保に関する情報の多くの部分というのがこれに含まれるというふうに考えております。NGOの御提案の中の1.の多くの部分というのがこの概念に含まれてくるんじゃないかというふうに思っております。

それから2)ですけれども、緊急時の準備と対応計画。これは災害に備えた対応ですね。これに関しての文書が公開されているかどうかということを確認していくということでございます。それから三つ目が環境影響評価ということでございますけれども、放射性物質の放出に関する評価というのは環境影響評価で入ってくる可能性というのがございます。そういった点で環境影響評価の文書が公開されているかどうか、これは環境ガイドラインのほうでも公開を確認していくということになっておりますけれども、この指針の中でも確認するというようにしております。

それから4番目が使用済燃料及び放射性廃棄物の管理計画ということで、この計画の情報公開の状況を確認していくということになります。(3)が住民参加ということなんですけれども、今申し上げたようなプロジェクトに関する情報ですね。こういったものが住民参加手続を経て、しっかりと協議がなされているかどうかということを確認していこうというのが(3)に記載がなされている内容でございます。

具体的には上の御説明した文書を確認していく際に、特に留意して確認していかないといけないような項目ということで四つほど挙げさせていただいております。一つ目が住民への情報提供ということで、その情報提供がどのように行われているのか、行われることになっているのかということを確認するというようにしております。

それから二つ目が特に地域レベルでの参加機会の提供ということで、参加すべき地域の人々が参加機会をしっかりと得られているのかどうか、ということを確認していくということでございます。

それから3)が適切な協議ということで情報公開とともにどのような協議が行われてきたのかということを確認していくということでございます。

四つ目が協議結果の考慮ということで、協議の結果こういった配慮がなされているのか、あるいは意思決定の上でこういった協議がなされて、その意見がどういう形で反映なり考慮されているのか、ということを確認していくということでございます。

こういった点を踏まえつつ、先ほど申し上げたような個別プロジェクトにおける文書の情報公開というものを確認していくというようなこととなります。

それから2.なんですけれども、環境ガイドラインでもそうなんですけれども、チェックをするに当たって我々自身が使うツールとしてチェックリストというのを作っております。こちらの本文のほうではチェックリストの項目を記載しておりますけれども、こちらのほうの1、2、3で分かれている相手国法体系、情報公開、住民参加というものは、本文のほうで御説明した内容に対応しております。

相手国法体系の(1)、(2)という点は日本政府が行う安全配慮等確認手続においても確認される項目でございまして、そういった情報も踏まえてチェックを行っていくというようなことで、こちらのほうに記載させていただいております。第2部の説明としては以上になります。

【司会】 説明のほうはこれで一通り終わったということによろしいですね。それではただ今の説明に関しまして、御質問や御意見をお願いしたいと存じます。まずは前書き、それから第1部の所につきまして御質問、御意見ある方の挙手をお願いできれば、どうぞ。

【FoE Japan 満田】 ありがとうございます。FoE Japan の満田と申します。私たちとしてはこの指針案、曖昧過ぎるんじゃないかというふうに考えておりまして、この中で貸出停止とか融資を見送るという意思決定に反映するというところまで書き込んでいるというこ



とは高く評価するんですが、予見可能性という意味においては一体どのようなことを JBIC・NEXI が要求しているのかということは具体的に書くべきではないかと考えております。

その観点からいくつか質問をさせていただきたいと思います。まず前書きの所なんですが、本当に優先されるべきは安全ということを書き込んでおられるんですが、その1行下に最大限の努力を行うという、この努力という所に、努力規定か、というような印象を与えてしまうなということを感じました。

それから全体的に情報公開配慮確認という配慮を付けていますが、これもまた曖昧な印象を与える。情報公開しているか、していないかというのはある意味客観的に判断するところなんですが、配慮をするかしないかというこの配慮、英語だと consider ということになるとは思いますが、非常に相手に任せるといようなそういった意味合いを与えてしまうのではないかと考えています。

また第1部の3段落目、ステークホルダーの参加が重要であることに留意する、この重要とか留意という言葉は参加が必要であるというふうにするべきではないかと考えました。

それから同じ1の下から3段落目ですね。その確保に最大限努力する、努力すると。ここでも努力という言葉が使われております。やはりこういった文言は避けるべきではないかと思えます。それから一番最後の段落ですね。準備・形成の段階から当行が関与する場合、じゃあ関与しない場合はどうなのかということがここでは書かれていないのではないかと感じました。

それから3.の情報公開配慮確認にかかる基本的考え方の所ですね。5ページ目に飛ぶんですが、(4)ですね。確かに借入人から提供される情報に基づいてレビューを行われるのが基本なんだと思うんですが、ただこの情報公開の状況というのは環境社会配慮の内容的な配慮とは異なり JBIC・NEXI さん、主体的に確認することが可能な、情報公開されているか、されていないかという、そういう確認ですので、やはりここは JBIC・NEXI さんが主体的に行うべきではないかと感じました。

それから同じページの真ん中辺りの世銀のセーフガードポリシー、または IFC のパフォーマンス・スタンダード、あるいは IAEA の安全基準の情報公開配慮、こちら辺は議論をするためにもどういところを参照されるのかという、その部分のコピーをぜひ配布して議論していただきたいと思っています。世銀のセーフガードポリシー、IFC のパフォーマンス・スタンダード、非常に膨大なものでございますので、特にこの部分だということをセットで示していただかないとなかなかイメージができていくというのがあります。

それから次のページの5.です。5.の、当行は云々かんぬん、一般に公開された文書のうち情報公開配慮上、重要な文書につき当行ウェブサイト等で公開する。重要な文書、例えばどういうものを指されているのでしょうか。

6.です。6.の羅列してある一番上のポツですね。情報公開配慮上の要件が達成できないおそれがある場合はその旨当行に報告すること。これによってある意味逃げ道を作られて

おり、情報公開がなされていなくても報告すればいいんだよというふうに読めてしましますが、この情報が必要なのでしょうか。

それからその次のページの異議申立ての所ですね。これは環境社会配慮ガイドラインという異議申立手順と同じ手順を指しているんですか。異議申立ての要綱にのっとったような仕立てなんでしょうか。

それから最後にこれは第1部の範囲を超えてしまうのかもしれないんですが、環境社会配慮ガイドラインの場合、レビューの対象がEIAという環境アセスメントという重要な文書、あるいは住民移転計画という計画などがレビューの対象になると思いますが、それも何でもいいというわけではなくて、環境社会配慮ガイドラインの付属の中に、世界銀行のセーフガードポリシーに準じた形だと思うんですが、環境アセスの必要とされる項目について書かれていると思うんですね。ですから、この予見可能性という意味では何でもいい、原子力にかかる建設計画であれば何でもいいということではないと思うんです。1枚ペラの紙を公開してそれで適切な公開だということにはならないはずなので、ぜひ同じように何を公開すべきかということをはっきり書いたものを指針の中に盛り込むべきだと思います。以上です。

【司会】 ありがとうございます。全部で11点ほど細目に分けて御質問があったと思いますけれども、JBIC・NEXIからの回答をお願いします。

【国際協力銀行 大矢】 たくさんありがとうございます。順番にお答えできる範囲でしたいと思うんですけれども、まず一つ目の前書きの所ですね。前書きの努力という言葉があります。ここについては論点の所で議論させていただきましたように、安全という部分というのは正面から指針において我々がその安全配慮確認を行うというものではないということは御説明させていただいているんですけども、ただ安全が優先されるべきという精神は大事なので前書きにはなるけれども、そこに何とか記載をしたいということでございます。ただ、他方、情報公開指針に基づき適切な情報公開配慮の確保に最大限の努力を行うと。これは環境ガイドラインにおいても、環境社会配慮についてその確保に最大限努力するという文言がありますように、最大限の努力というのは「ベストエフォート」で、非常に水準としては高いと思っておりますので、努力という言葉が何か我々の情報公開におけるやるべきことというのを緩和するようなものではないと。それは環境ガイドラインと同じような発想で書いております。それが一つ目でございます。

二つ目でございますけれども、情報公開配慮という言葉が単に配慮してればいいということで弱く取られるんじゃないかということですけども、1ページ目の3パラ目ですけども、用語法として、我々は情報公開のみならず住民参加への配慮も大事だと。なので、前者だけではなく後者も大事だということで両方をこの指針の中に盛り込んでおります。そういう意味ではしっかりとやっつけようということで、我々は住民参加配慮というのを

書いているわけですが、この二つというのがまとまって我々やることとして、度重なって出てきますので、定義として、情報公開配慮という言葉を使うということを1ページ目の3パラで書いているということでございます。

だから配慮というのが何か弱いことではなかろうかなと思っております。弱いということではないというふうに思っております。ただ、他方、御説明のとき申し上げましたように情報公開を行う主体というのはプロジェクト実施者等であり、我々は確認をする立場であるという点、ただその確認はないがしろではなくてしっかりやるつもりですが、そういう役割関係というのはこれまた本文の中に書いてある所でございます。

それから三つ目はステークホルダーの参加が重要であると。ここも環境ガイドラインにおいてステークホルダーの参加が重要であることに留意するという文言を使っております。アドオンされる原子力の情報公開においても環境ガイドラインの表現である、参加が重要である、それに留意するという文言を使わせていただいているところでございます。

それから四つ目、この四つ目の努力というのも先ほど少し申し上げましたけれども、これは満田さんのほうから、3ページの下から1、2、3、4パラで御指摘を受けたと思うんですけど、これも一つ目で御説明したように最大限努力するというのは我々としては弱いスタンダードだと思っておらず、環境ガイドラインの文言を使わせていただいているということでございます。

五つ目ですけれども、関与する場合というのが、これは3ページの下から二つ目ですけれども、これは準備形成の段階から当行が関与する場合になるべく早期の段階から借入人等に働きかけるということであります。当然案件によっては早期の段階から関与しない、早期の段階から関与してない場合には関与してない段階で働きかけていうのは無理ということにはなるんですけれども、我々が早期から関与する場合には早期の段階からこの情報公開配慮についても働きかけるということで、我々のやるべきことというのを広げるために積極的にプロアクティブに前段階からやるために追記をしているものでございます。ということをお理解いただければというふうに思っております。

それから六つ目の基本的考え方の5ページとおっしゃられていた、借入人等。これは借入人等から提供される情報に基づきレビューを行うと。ここの部分は借入人等というのは3ページ目の2パラ目で定義をしまして、相手国、中央政府を含む、それから借入人及びプロジェクト実施者と、これをひっくるめて借入人等と言っております。主として融資契約を結ぶ、そういう意味ではレバレッジの効く借入人からの情報が多くなると思うんですけど、ここは借入人「等」ですので、相手国やプロジェクト実施者を含めて、広い範囲で我々は情報を入手する。ただ、一義的には情報をつくる主体が我々ということではなくて、誰かから情報をもらうということになるので、提供を求めるということですが、その借入人等というのは広い概念だということをお説明させていただければと思っております。

七つ目は世銀のセーフガードポリシーや、IFCのパフォーマンス・スタンダードの所で

すけれども、これについてはちょっと今お答えするか、あるいは次回お答えする形になるか、ちょっとお待ちいただければと思います。確認をします。

それから、八つ目の重要な文書。次のページの5.の重要な文書ですけれども、我々が思っていますのは佐藤さんから御説明いただいた第2部情報公開の内容の所で、情報公開手続として8ページに書いてありますけれども、規制、指針、それから規制手続、規制上の意思決定はもちろんのこと、個別プロジェクトにおける情報の入手可能性と提供のところで四つのフェーズ、立地及び建設計画、それから緊急時の準備と対応計画、環境影響評価、それから使用済燃料及び放射性廃棄物管理計画。こういったものが入ってくるというふうに思っております。

それから九つ目は6ページの報告ですけれども、ここも何か報告すればそれで情報公開配慮の不適切性があったとした場合にそれが治癒されるという意図で書いているわけではございませんで、我々としていろいろなことというのを早期に把握するということが、情報公開配慮が重要であればこそ大切なことだと思って入れております。

逆に言うと、そこの一番下、四つ目のポツ、6ページが一番下に書いてありますように情報公開指針に基づき、我々が要求する事項を満たしてないことが明らかになった場合には、融資契約等に基づき貸出実行の停止や期限前償還といった権利を発動することがあるというこの部分が、何か報告によって自然に治癒されるということではありませんで、むしろプロアクティブに早い段階で重要なこの事項を把握するための情報の報告というふう到我々考えております。

それから十番目の異議申立てですけれども、これについては満田さんおっしゃられたように環境ガイドライン担当審査役というのが我々の組織として存在していて、この情報公開指針というのは御指摘を踏まえて環境ガイドラインを補完するものと、いわば環境ガイドラインと一体をなすものというふうに考えておりますので、その環境ガイドラインの異議申立ての枠組みというのを適応する方向で調整していきたいというふうに考えております。

【日本貿易保険 佐藤】 NEXI の佐藤でございます。十一番目の質問に御回答する前に、IFC だとか、国際基準に関するその部分の所で、こういったところが参照基準になるかということではちょっとお答えしたいと思うんですけれども、今、すいません、手元に皆さんに配布できるコピーというのがないんですけれども、IFC のパフォーマンス・スタンダードというのがございます。パフォーマンス・スタンダードの1番というものがあって、ここにプロジェクトを実施する際にステークホルダーの方とどういったことで、どういったふうに関わりを持っていくかということを決めている基準がございます。

これは環境のアセスメントというか、環境審査をするときにもこの部分を参照することになるんですけれども、こちらの部分の所で Stakeholder Engagement という所がございます。具体的に申しますと、パフォーマンス・スタンダード1のパラグラフ25から

始まるところで、Stakeholder Analysis and Engagement Planning とか Disclosure of Information、Consultation、Informed Consultation and Participation というような項目が記載されてございます。こういった所を参照しつつ、我々のほうで情報公開配慮確認を実施していくということになるというふうに考えております。

それから最後の十一番目の質問の所で、実際に具体的な例、例えばEIAだとかに関して記載されるべき項目が挙げているということで、第2部のほうに関わるんじゃないかということではございましたけれども、具体的にこういったものが公開されるかということをもう少し書くべきなんじゃないかというふうな御質問かというふうに理解しております。

確かにEIAに関してはJBICさん、NEXIのガイドラインFAQのほうでOECDコモンアプローチのほうから引用し、EIAに記載されるべき事項ということで例示をさせていただいております。

今、お手元にJBICさんのガイドラインをお持ちの方は・・・、すいません今見つからなくて恐縮なんですけど、FAQの所に環境アセスメントについてはこういった情報が入るべきだということが記載されてございます。

これは元々どこから持ってきたかと申しますと、OECDのコモンアプローチから持ってきております。実はそのOECDのコモンアプローチなんですけれども、元々はIFC基準、IFCのパフォーマンス・スタンダードの部分から引用しているんですけど、近年の傾向として、現状のIFCパフォーマンス・スタンダードから具体的な記載は落ちているというか、具体的な記載は無い状況になっております。

背景は私、詳しいことは承知していませんけれども、いろいろな国の中で、評価の仕方だとかってというのは一義的に決められるようなことではないので、記載事項を決めるというよりも、性能評価というか、アウトプットで評価していこうと考え方から、そういったものが抜けてきているんじゃないかなというふうには考えておりますけれども、実態としてはそういう状況になっております。この内容につきましては多分第2部での議論になるかというふうに考えております。以上です。

【司会】 どうぞ。

【原子力資料情報室 松久保】 原子力資料情報室の松久保と申します。先ほどの満田さんの質問とちょっと関連するかもしれないんですけども、私もこの情報公開の指針、拝見させていただいて、やっぱり内容が曖昧なんじゃないかな、項目が曖昧な所がたくさんあるんじゃないかなと思ってまして、例えば、これ用語の問題なのかもしれないんですが、3ページ目の1.のパラグラフ5ですかね。5の所のコモンアプローチと書かれている所なんかは、これOECDのコモンアプローチだと思うんですけども、ちゃんとOECDと書いたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

あと、例えば先ほど満田さんが御指摘されていたプロジェクト準備、形成の段階から当

行が関与する場合というふうに、その準備形成の段階に当行が関与しなかった場合は適切な情報公開配慮はなされなくてもいいのかっていうところがちょっと疑問になっているわけです。その辺りについてもちょっと指摘させていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

あと、5 ページ目の 5 番の情報公開配慮の適切性を確認するための基準のところですけども、国際原子力機関安全基準の情報公開配慮に関する部分に適合しているかどうかというのを書かれているんですが、確かに OECD コモンアプローチも具体的な IAEA の基準の名称自体は書かれてはいないとは思いますが、こういったものを参照しているのかっていうのを具体的な名称で書かれてたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。その文書ですね。

あと、例えばこれはもしかしたら第 2 部のほうになってしまうのかもしれないですが、情報公開のフェーズにもいろいろあると思うんですけども、どのフェーズでどの情報が公開されなければいけないとか、そういったことが明示されていたほうがより分かりやすいのではないかなというふうに思いました。取りあえず以上でございます。ありがとうございます。

【司会】 4 点御指摘があったかと思えます。JBIC・NEXI より回答をお願いします。

【国際協力銀行 大矢】 どうもありがとうございます。一つ目の 3 ページのコモンアプローチの所でございますけれども、これに関しては前書きの 1 ページでもコモンアプローチに触れてまして、1 ページの下から二つ目のパラグラフでございますけれども、そこにおいて原子力プロジェクトに関わる情報公開及び住民参加に関する国際的枠組みと公的輸出信用と環境社会デューデリジェンスに関するコモンアプローチと記載した上で、以下コモンアプローチというというふうに定義させていただいております、それを踏まえて 3 ページはそのまま定義したコモンアプローチというのを使わせていただいております。

それから、二つ目は、早期の段階からという所ですね。ちょっと繰り返しになってしまいますけれども、早期の段階から関与する場合のみ適切な情報公開配慮がなされるべきだというふうにはこの文書も読めないし、またこの指針全体を通して、我々が規定しているところから考えてもちょっとそういう取り方にもならないのかなというふうに我々は思っております。なので、ここはあくまで我々が早期の段階から関与する場合に借入人等への働きかけ、能動的な働きかけというのも早期の段階からやるということで、情報公開というのが大事で、積極的にやるために追加的に加えているものというふうに御理解いただければと思っております。

【日本貿易保険 佐藤】 NEXI の佐藤でございます。三つ目の御質問は IAEA の基準についてより具体的に書かれたほうがいいんじゃないかというような御指摘だったかと思いま

す。御指摘のように、ここの部分、私ども説明させていただきましたけれども OECD のコメントアプローチを踏まえた記載でございます。ここは我々参照している基準なんですけれども、これは現地国基準も含め、IFC の基準も含め、こういった IAEA の基準も含めということになるんですけれども、常に一定のというか、いつまでも変わらないというものではないというふうに当然ながら認識しております、私どもの指針を作って、ある一定の条文だとかを記載しても、その部分というのはまた変わったり、あるいは新しいものができるということがございます。そういった点を踏まえて、ここの部分に関しては IAEA の基準の情報公開に関する部分ということで記載させていただいているという状況でございます。

【国際協力銀行 大矢】 四つ目のフェーズの話については、例えば当然、立地及び建設計画、こういったものは我々意思決定前に当然できている。従って情報公開というのもその前に行われているというケースが基本だと思うんですけれども、例えば緊急時の準備と対応計画、こういったものは実際にオペレーション前にできているけれども、我々が意思決定する建設開始の時点ではできていないということもあるかなと思っております。これらは案件によって異なるし、また国の法制によっても異なってくるので、そこをタイミングについて一律なアプローチを取ることによって、むしろ情報公開配慮の確認というのがスムーズに行えない可能性もあるかなと。我々としてはタイミングというのを明示してないけれども、モニタリングというのをしっかり行うということで、必要な情報というのが理由があって、あるいは現地の法体系の中で我々の融資の意思決定の段階で決まってない場合にはそれをちゃんとモニタリングをしていく。それによって情報公開配慮の万全を期すと、そういう思想でこれを策定しているということをお理解いただければというふうに思っております。

【司会】 どうぞ。

【FoE Japan 満田】 ちょっと今のお返事には納得がいきません。緊急時の準備、対応計画は原子力事業のフィージビリティを判断する上で最も重要なものの一つだと考えています。これを確認しないで、あるいは情報公開されないで JBIC・NEXI さんが支援を行うというのは、これはとても納得し難いことです。

そのこととも関係するんですが、第 2 部の質疑をさせていただきませんかでしょうか。というのは何を公開するのかという議論なしに、ちょっと第 1 部の議論をするのは大変しんどいといいますが、イメージがつかないということがありますのでお願いします。

【司会】 そういう御意見が出ましたけれども、あえてこの段階で前書き及び第 1 部に付きまして、この時点で御意見、御質問をおっしゃりたい方がいらっしゃいましたらお願い

したいと思います。お願いします。

【福島老朽原発を考える会 阪上】 原子力規制を監視する市民の会の阪上といいます。3点ほどあるんですけども、一つはちょっと前段にJBICさんから環境配慮の件で融資が止まった案件が1件あるというお話があったんですけども、当然案件が特定されない限りで、どういうことが環境配慮のガイドラインのどこに引っ掛かったのか。ちょっと情報公開の仕方としてはちょっとあまりにも。当然、案件でお話しできないところは別に、そこをしゃべれと言ってるわけではなくて、どういう案件があったのかという質問ですので、例えば環境配慮であればここに引っ掛かった案件がありました、あるいは一般的にこういう事案について問題が生じましたぐらいは御提示いただければというふうに思います。ちょっとそれは御検討いただければと思います。

それは御検討いただければということなんですけども、指針についてはちょっと大枠のところではやっぱり前書きないしは基本指針ということになると思うんですけども、原子力の利用に当たっては優先されるべきは安全であるというのはもちろんそうなんですけども、やはり東電の福島原発事故を踏まえてっていうのを、これは一般的に安全であるというんではなくて、やはり実際に事故が起きてしまったという事態を踏まえて、その情報公開のあり方にしても、それから審査のあり方にしても、日本は体制を大きく変えたわけですよ。

情報公開のあり方にしても、例えばこれまで原子力規制当局とそれから事業者の間で、どういう審査がなされたのかっていうのは全く公開されてなかったんですね。全く公開されてなくて、もちろん申請書は公開をされていて、最終的に規制当局がどういう判断をしたのかっていうのは終わってから公開されましたけども、審査の過程っていうのは全く公開されませんでした。そこを一定の透明性を確保するっていうのは、ある意味、福島原発事故を踏まえて日本の当局が取った一つの措置だというふうに思ってます。

それ以外にも内容的なところですね。どういうところを安全規制をかけるのかっていうところも大きく変わりました。その点については第2部のところで御指摘をさせていただきたいんですけども、そういう実質的な問題もありますし、それからやはりJBIC・NEXIさんで、もしかしたらその融資をした案件で日本ではない別の当該国でそれが原発の建設を促進し、結果的にそこで福島原発と同じような事故を起こしてしまったっていうことは絶対あってはならないことだと思うんです。だからそこら辺のやっぱり姿勢をしっかりと示すという意味でも、その東電、福島原発事故を踏まえてという一言を絶対入れてください。それはぜひ一つこの時点をお願いしたいと思います。それでその踏まえてっていう中身についてです。特に情報公開に関わる部分についてどうなのかっていうのはまたちょっと第2部のところで意見を述べさせていただきます。それが2点目です。

それから3点目は先ほどの質疑でも問題になったんですけども、やっぱりプロジェクトというのは建設計画が決まって、それから例えば安全配慮あるいは環境配慮に関わるいろ



んな規制当局に対して申請がなされて、それで許認可を得る。その過程で環境配慮なり安全規制だとか、安全どうするのかっていう議論がなされるってということだと思っただけでも、ただその例えば住民との協議も含めた過程ってというのは結構建設の途中でもあったりしますので、だからどの時点で融資の判断をするのか。もちろんその途中段階の場合には当然その後、どういう情報が公開されるのか、あるいは議論の場が保障されてるのか、あるいは、そういうのをどういう予定であるのかを確認するってことになるのかどうか分からないんですけども、ちょっとその辺の審査をどのタイミングで決定を下すのか。その際に情報公開配慮ってというのはどういう判断になるのかっていうのは、ちょっともし今の時点でお考えあれば御意見いただきたいと思います。

【司会】 3点ほど御指摘があったかと思えます。JBIC・NEXIより回答をお願いします。

【国際協力銀行 大矢】 一つ目の環境条項に基づいて remedies といいますか、我々が権利発動、貸出停止をした案件についてですけれども、これについても前回強く要請があったので、特別に御報告させていただいておりますけれども、さらに、どういう事象で止めたかっていうことについても知りたいということでしたが、一応検討いたします。

ただ、大事なコンサル会合ですので、特別に関係部を動員して調べさせて、特別に本日報告させていただいたもので、なかなかこれ以上というのは厳しいかなと思いますけれども、ちょっと持ち帰らせてください。それが一つ目でございます。

それから二つ目は福島を受けて規制側の審査における情報公開も変わったと。それが我々の情報公開指針にどう反映されているか。これは第2部でということでしたので、必要に応じて第2部で議論させていただければと思っております。

三つ目、安全が大事だという話ですけれども、そのコンテキストの中で福島の文言というのをぜひ入れてほしいと、この場で求めたいということですが、ここも論点のときかなり長いこと議論させていただきましたけれども、安全は政府が確認するという役割分担がありながら、ただNGOの皆さま、それから私自身も一言書いておきたいという思いもあって書いているわけでございます。これをどこまで膨らませて書くかというのはセンシティブな話ではありますけれども、これもちょっと引き取らせてください。この場で分かりましたということはちょっと言えないですけれども、またさっき言った背景に鑑みればなかなかこれ以上というのは厳しいかなというように思いますけれども検討はいたします。

それからもう1個ありましたでしょうか。意思決定と情報公開配慮の確認をどのタイミングでやるか。これはもしかしたら第2部に絡めてやったほうがいいかもしれないですけれども、一応大きい指針のストラクチャーとしては本文中にも書いておりますとおり、融資等を我々意思決定するときにレビューというのを行って、その段階において適切な情報公開配慮がなされているかというのを確認するとともに情報公開がそのネイチャーとし

て将来行われるようなものについては、我々の意思決定後にちゃんとモニタリングをしていく。

このモニタリングというのも何かいい加減にやるということではなくて、これNGOの皆さまから御指摘を受けて取り組んでいますけれども、まさに融資契約上の我々の権利発動に絡めるような、適切に行われてない場合は期限の利益喪失、期限の前にお金を払えと。これ非常に大きい影響を事業実施主体あるいは借入人に対して与えるものですが、そういう枠組みで考えております。

審査と情報公開の大きい枠組みとしてのフレームワークというのはそういうことで考えておりますけれども、個別に、個別案件の情報提供というところで挙げさせていただいた四つというのは第2部でありますので、個別の議論ということであれば、さっきの満田さんの方から第2部も議論をとりましたが、そのときに議論できればというふうに思っております。以上でございます。

【司会】 前書き及び第1部固有の 이슈ーにつきまして御意見、御質問がある方は挙手をお願いいたします。どうぞ。

【FoE Japan 深草】 FoE Japanの深草と申します。すいません。途中で席を立ってしまったので、もしかしたらどなたか既に質問されているかもしれないんですけども、4ページの適応の範囲の所で、情報公開指針がガイドラインを補完するものとし、という所で、ガイドラインが対象とするプロジェクトのうちさらに内閣府の検討会議で確認を行う案件に適用するとあるんですけども、これはちょっとそういう事態があるのかどうか分からないんですが、ガイドラインの対象になるのに、この配慮確認の検討会議の対象に入らないものはこの情報公開指針を使わない、配慮を行わないということがあり得るのでしょうか。

【司会】 JBIC・NEXI、回答をお願いします。

【国際協力銀行 大矢】 指針の本文、別の所にも書かせていただきましたように、原子力ということで3ページですけども原子力プロジェクトの潜在的影響の大きさに鑑みて情報公開配慮が特に重要であることを認識して、この情報公開指針を作っているということでございます。内閣府というか検討会議が、政府の実施要綱に基づく安全配慮確認というのも、原子力プロジェクトであって、環境に負の影響を及ぼすものというのを対象としておりますので、ガイドラインの対象というのをベースとして、政府が原子力で環境へ負の影響があるものということで判断したものについて我々として情報公開指針、これを適用していくということでございます。もちろん政府が何を安全配慮確認の対象にするかは、それは政府がお決めになることで、政府の実施要綱に書いておりますけれども、作り方、

枠組みの説明としてはそういうことでございます。

【司会】 前書き及び第1部に関しましての固有の御意見、御質問でございますでしょうか。それでは第2部に関する御意見、御質問に移りたいと思います。なお第1部と相互に関連してございますので、第2部の項目に関しまして、関連する第1部についての御意見、御質問もお受けしたいと存じます。御意見、御質問がある方は挙手をお願いします。どうぞ。

【FoE Japan 満田】 第2部なんですが、先ほど申し上げたようにやはり借入人等の予見可能性というものははっきりさせるために、そしてこのガイドラインが目指すところの、この指針が目指すところの原子力プロジェクトの情報公開を確保するという意味ではやはり曖昧過ぎるというふうに感じています。最初の文章で以下に示す事項の調査に基づき適切な情報公開配慮が行われることを原則とすると。適切な、と原則、というのが非常に曖昧です。やはり今までの私たちの経験とか、恐らくJBIC・NEXIさんも同じことを感じられたことがあると思うんですが、情報公開の形というのが地域の住民にとって非常に、地域の住民が情報を知ることができないようなことも多々あると思うんですね。ですからやはり公開の場所、あるいは地域住民が使っている言語及び英語。そして地域住民がその写しを入手できること。そしてその説明や協議が実施されていることなどについてもきちんとどこかに書き込むべきだと考えております。

それから私たちが8月16日に出した情報開示についてという提言について、後ほど説明する時間をいただければと思うんですが、先ほど、要は画一的なものになってしまうと内容が担保できないというようなことをおっしゃられたんですが、私たちもその画一的なものとしてこういったものを出しているわけではなくて、内容として少なくともこういうものが必要であるというものを羅列したわけなんです。これらは必ずしも詳細過ぎるとか、他の国でやっていないとか、そういうようなことではないと思ひ、ある程度原子力事業の計画を立てるときは最低限これくらいは事業者としては立案して、当該国の規制当局に提出するであろうものを羅列しております。そこら辺は御理解いただきたいと思ひます。この情報公開の(2)の所ですね。その2.個別プロジェクトにおける情報の入手可能性と提供なんですが、これ入手可能性と提供、入手できないものはスルーしてしまわれるんでしょうか。ちょっとその入手可能なのはこれとこれとこれで終わりだったら大変困るなと思ひております。

それから先ほどの阪上さんの御発言にも関係するんですが、やはり私たちとしてはもちろんモニタリング、意思決定した後の情報公開の状況の確認と情報公開も重要だと思ひていますが、意思決定時点で少なくともこれだけのものは公開されていないと駄目ですというのは必要だと思ひています。それは我々が羅列したもののくらいの情報は少なくとも開示されて然るべき。それはJBIC・NEXIさんのリスク回避としても必要だと思ひております。

そのうちの一つがやはり立地計画、建設計画の中の具体的な事項及び2)の緊急時の準備

と対応計画、こちら辺は重要だと思っています。3)の環境影響評価なのですが、これは環境社会配慮ガイドラインという環境アセスメントと同じでしょうか。つまり私たちがなぜ環境社会配慮ガイドラインでの公開では不足だと考えているかという、環境アセスメントにあまり原子力固有の情報っていうのは含まれていないんですよね。先ほど佐藤さんの御説明の中で放射線の影響は環境影響評価に含まれているであろうというふうにおっしゃったのはそれは楽観的だと思います。含まれていないこともあると思います。含まれていたらとしても非常に漠然としたようなものだと思っています。以上です。

【司会】 それではJBIC・NEXI から回答をお願いいたします。

【国際協力銀行 大矢】 今の御質問、全てテイクノートしましたが、もし司会の橋山さんの御了解を得られれば、事前にNGOの方の御意見というのはウェブにアップさせていただいたので御説明のお時間を設けるといふ配慮ができていなかったんですけども、今、満田さんからこの中身について御説明したいというお話がありましたので、もしよろしければそれを今御説明していただいても我々としては異存ありません。そのほうが繰り返しを避けて議論が深まるかなと。満田さんがお嫌でなければそういう進め方はいかがでしょうか。

【司会】 それでは会場の皆さまも御異論があまりでなければNGOの方の御提言の内容の説明の機会を今ここで取らせていただきたいと思います。御異議ございませんでしょうか。御異議ございませんので、それではNGOの方からの御提言の内容についての説明をお願いできればと存じます。

【FoE Japan 満田】 ありがとうございます。8月16日付でJBIC、NEXIさんに提出させていただいたもので、皆さんのお手元にも配布されている資料について御説明させていただきたいと思います。私たちとしては今回の原発関連事業の指針に関しては特にスコープに関して実質的な安全配慮確認を行うべきであるという趣旨の提言書については既に出させていただいておりますが、情報開示に限定した提案をさせていただいております。

この構成といたしましては、事業者による情報開示及びステークホルダー協議についてというのが1、2としてJBIC・NEXIによる情報公開というような構成となっております。JBICさんの指針と同じく事業者が行う情報公開についてJBIC・NEXIが確認し、JBIC・NEXIとしてウェブサイト上において情報公開を行うというような立て付けとなっております。

まずその融資、付保決定前ということで、事業者はなるべく早いタイミングで事業所もしくは事業の影響を受ける住民が立ち寄ることが可能な場所及びウェブサイトにおいて地域のコミュニティーが理解可能な言語及び英語にて以下を公開しなければならない。また写しを取得できるようにしなければならないとして、フィージビリティ・スタディ。2番、

これがその事業計画あるいは立地計画に類するものですが、これ基本的に日本国内で原子力事業者が原子炉設置許可申請を行うときにこういったもの、書類、こういった情報が求められているというものを羅列しております。これについては後で原子力規制を監視する市民の会の阪上さんのほうから補足していただければと思います。

3として原子炉設置許可書、やはりこの段階で許可が、当該国においての審査が終わり、許可が下りており、それに伴う情報が開示されていることは重要なんじゃないかと考えております。

4番が避難計画及び規制当局側の審査書ですね。これについては日本では残念ながら避難計画といいますか原子力防災計画は原則規制委員会も審査対象にはなっていないんですが、アメリカなどでは審査が行われているということでこれを加えております。

6番ですね。やはり審査の過程で行われた議論というのは非常に重要なものでありますので6番を加えさせていただいております。

それから7、8ですね。外部から意見を聴取した場合はその聴取内容、反映結果。これは原子力規制庁なんかが行っている専門家なんかに対する聴取を想定しています。8番は地域住民やステークホルダーの説明や協議の記録についてです。とりわけ公開とともに説明や協議が実施されていて、その結果が事業計画に反映されていることを重視しております。

(2)が融資、付保決定後、(1)というものは事業の経緯に伴っている、アップデートされていくものであるということ、(1)のアップデートとともにその後行われた工事計画あるいは保安計画というものに該当するようなものを公開しなければならないとさせていただきます。

2のJBIC・NEXIによる情報公開というのは、これもJBIC・NEXI側でそれをどういうふうに評価したかということを開示するというのは重要だということでその趣旨のことを書かせていただいております。阪上さんのほうからちょっと補足をお願いしたいんですが。

【福島老朽原発を考える会 阪上】 阪上といいます。ここでずらずらと挙げたやつは基本的に、要するに今の日本の規制当局が何を見ているのかというか、あるいは事業者が何をどういう文書を出しているのかというのを、ただ項目を審査書の目次をそういう意味ではざっと並べたという状態だと思います

それでこれだけたくさんあるとアレなんですけど、ポイントを言うと、一つ何が変わったかというところ、一つはいわゆる外部事象に対する対応策、特に津波とかあるいは竜巻とか火山とか、あるいは外部の火災です。そういうものに対して、これまでは地震については日本は地震国だということで、そもそも厳しい基準ではあったんですけども、それに加えて、いや、まだ他にもいろんな重大な外部的要因による事象というのがあろうというところ、そこはだいぶ厚くなったというのが一つあります。

それからそれに加えて、大型航空機の衝突その他テロリズムへの対応能力とかです。戦争状態になってミサイルが飛んでくるような事態については、これはだいぶ議論をした上

で、そこまでは考えなくてもいいってことにはなったんですけども、場合によっては周辺の国で紛争が絶えないような所へ、もし融資をする可能性があるような場合にはそういうところまで考えなくてはいけないかもしれないし。あるいはそういうことを考えなくてはいけない当該国に対してはそもそも融資をすべきじゃないというようなそんな議論があるかもしれないと思ってます。

それから一番重要なところはこれまでは要するに炉心が損傷して格納容器まで破損して、格納容器の外部に放射能が漏れるような事態っていうのは想定しなかったわけです。だからもうそういう意味ではシビアアクシデントといわれる重大事故については起こらないと。それから全部の電源が失われてるという事態は想定してなかったと。そういう意味ではIAEAの基準で第4層といわれる重大事故に対する対応というのはこれまでなかったわけですけども、その防止策について検討しますというのが入ったということです。

それからもう一つは第5層といわれる避難計画等々ですね。これも直接今審査の対象にはなっていないですけども、ただ広域の避難計画は立てなければいけないことになっていて、どういう観点で、どういう内容でやりなさいといったような指針は作ったんです。それは事業者も立てなきゃいけないし、それから周辺の自治体が避難計画を立てなきゃいけないし、そこで一定、住民サイドとの協議があるということになると思います。

事細かに羅列する必要はあるのかどうかというのは確かに当該国の事情によっていろいろあると思うんですけども、少なくとも外部事象に対する、ここで、8 ページで言うと緊急時の準備と対応計画っていう1行でさらっと書いてある中身になると思うんですけども、そのところですね。外部事象に対する対応とかあるいは重大事故対応ですね。あるいはテロ等への対応っていうのをそんなものも含めて、あるいは住民避難計画含めて、その中身を記したような申請書なりあるいは計画なりというのが監視されてるかどうかというのは、それぐらいは羅列をしておいて、そもそもそういう計画なりあるいは準備をやっているのかどうかというのを含めて、誰もがチェックはできるような、そういう状況にはすべきではないかなというふうに思うのが一つです。

それからもう一つは先ほども言ったんですけども、規制当局とそれから事業者との間で安全配慮なりあるいは環境配慮をめぐってどういう議論がされたのか。これは日本では相当程度開示をされていると思ってます。一部、一部というか全部の会議ではないですけども、主要な議論がなされる場合には傍聴もできますし、それから資料は事前にウェブ上に配布をされて、それからビデオの撮影が行われて、それがウェブ上でいつでも見れるというような状態になってますし。ですから、単に住民参加の参加状況だけではなくて、規制当局と事業者との間での許認可のプロセスそのものですね、そのものがどういう形で公開されるのかですね。その資料を含めてプロセスそのものの情報公開の状況というのがこれも内容的には入らないといけないんじゃないかなということでもあります。

今の文案だと、基本的にだから福島原発事故とあんまり変わらないというか、これ日本はやってたわけです。IAEAの当然条約も入ってたし、査察も入ってたし、それでも事故が

起きたわけですね。だからそれを踏まえて、じゃあどうしようかというので、情報公開のあり方含めているんな厚みを持たせる努力をして、今、現状の規制があると。私たちは別に今の現状の規制で十分だと思ってませんけども、最低でもそれぐらいのレベルになるかどうかという確認はもう最低限必要ではないかと。それを担保するような指針でないとならないし、そういう意味でもまたさっきに戻りますけども、福島原発事故を踏まえたものでないと、踏まえる気がないならもうやめてくださいって話です。本当に。1 から全部やめてくださいって話なんです。すいません。そういうことです。よろしくお願いします。

【司会】 ありがとうございます。今の御意見と先ほどの御質問とあったかと思いますが、JBIC・NEXI からの回答をお願いします。

【日本貿易保険 佐藤】 御説明いただきありがとうございます。ただ今の NGO の方からの提言ということに関して、先ほど満田さんからの御質問ということに関連して、今、我々答えられる範囲でというか、どういうふうに考えているかということについて、御提言の内容を踏まえて御回答できればと思うんですけども、まず御提言の 1.(1)の所での情報公開のタイミングとか場所の話ですね。それとあとはどういった言語で公開をするのかってというようなこと。

それからあとはコピーの取得というところの御提言のところなんですけれども、まず言語についてなんですけれども、これにつきましては先ほど議論のときに出てまいりました IAEA の基準、それからあとは IFC の基準、こういったところを確認して見ているんですけども、実は英語での公開っていうことは義務付けられておりません。ここで重要だというふうに考えておりますのは現地の方々が理解できる言語で、しっかりとコミュニケーションが取れるようなことが必要なんだというようなことが IAEA にも IFC にもその考え方が記載がございまして、そういったことを考えると、必ずしも英語での公開っていうことを義務付けるといのは必要ないのかなということも考えております。

ただ、一方で必要な、これはガイドラインにも記載がございまして、プロジェクトに関する情報が実際、現地国で広く使用されている言語で公開されているということは当然必要なことだというふうに思っております。ただ、公開のされ方なんですけれども、国によっていろいろな公開の仕方があるというふうに思っております。インターネットであったり、事務所であったりというようなことで、いろいろな方法、地域の慣習に従った方法で公開されているというふうに思っております。そういったところもあって、これもやはり一律に公開の仕方だとかってということまで記載してしまうと、かえってよろしくないのかな、というようなことは考えているところであります。

それからこれはまた、今日で決着する議論がどうかってところはもちろんあるんですが、中身のほうの話なんですけれども、これは第 2 部の冒頭で御説明差し上げましたけ

れども、あまり一律に書いてしまうとかえって該当しないものを要求していたりっていうようなこともあったり、実行性を欠いてしまうんじゃないかという考え方でこの指針を作っております。そういったところで NGO の方からすると曖昧に感じられるというところはあるんじゃないかというふうに考えておりますけれども、この指針を作った考え方ということでは、そういう考え方でやっているということになります。

それからあとはタイミングというか、我々が意思決定をするときに何ができてないといけないかっていうようなことも議論の一つであったかとは思いますが、これは先ほど大矢さんが御説明をしたかと思うんですが、我々御相談あったときに、その時点で、どういった情報公開がなされているかっていうことをしっかりと確認していくということにしています。

それと同時に我々のレビューの時点で、場合によっては公開されていない、もっと後に公開されるっていうようなことがあった場合に関しては、それをしっかりモニタリングしていくということを考えております。そのモニタリングに関しましては融資契約等で条件を付けて、万一その条件に反するような場合には期限前償還だったりというようなことで対応していく考え方をしております。今、我々の指針の上では特にこれができるいなきゃいけない、というようなことは考えていないというような状況でございます。

それからあとは JBIC・NEXI による情報公開ということに関しましても、90 日前という御提案をいただいております。環境ガイドラインにおきましてはスクリーニング情報等を、意思決定の 45 日前までに公開しましょうということで対応をしているところでありますけれども、こちらの情報公開指針、先ほど来、話に出てますけど、いろんなタイミングで公開がされていくということがあります。

そういったことを踏まえて、意思決定の特定の期間前までに公開をしていくっていうことに関してもやっぱりこれも実効性がなくなってしまうんじゃないかなというようなことがございます。我々としてはレビューのタイミングで判明したものを、それがあれば公開していきますし、意思決定後モニタリングして公開されていたものがあればウェブのほうで公開していくというようなことで対応していきたいというふうに思っております。すいません、ちょっとざっくりした回答になってしまっているかもしれないのですが、以上です。

【司会】 どうぞ。

【FoE Japan 満田】 この第 2 部の書き方ですと、立地及び建設計画と緊急時準備と対応計画、使用済燃料及び放射性廃棄物計画、例えば 1) について A4 1 枚の紙が事業者から出され、2) 3) 4) については入手不可能ですというような、例えばね、そういうことを許してしまう書き方になっていると思います。これらが入手されていなければ、情報開示されていなければならぬのであれば、それははっきり書くべきですし、これだと JBIC・NEXI さんがこれはいくら何でもと思うような案件でも相手方にこれは駄目ですという具体性が



あまりにもないというふうに感じました。

それから先ほどの公開の期間ですね。JBIC・NEXI 側における公開の期間、環境社会配慮ガイドラインがEIAなど、スクリーニングですか、スクリーニング情報を45日前までということになっております。ここで何も書かないとJBIC・NEXIが公開した翌日に融資決定しましたということにもなりかねないのかなと思います。JBIC・NEXIさん、この情報公開指針には相手国側における、影響を受ける住民が適切な情報が開示されているべきという、そのことには私たちもそれは重要だというふうに感じていますが、JBIC・NEXIさんが説明する相手は私たち、日本の国民、市民でもあると思うんです。公的な立場の融資機関、付保を行う機関であるからには、この原子力事業において適切な情報公開が行われているということをJBIC・NEXIはこういうふうを確認しましたということも説明責任があると思いますので、それについて現地の人たちが理解可能な言語とともに国際的にもそれをきちんとパブリックレビューができるような状態にするために英語での開示も求めたいと思います。取りあえず以上です。

【司会】 JBIC・NEXI、回答をお願いします。

【国際協力銀行 大矢】 一つ目のほうですけど、入手可能性のところですが、これは我々意識としてはアベイラブルであると、手に入るようにちゃんとしているということで意識して、こういう表現を使っております、可能性について何か第三者的に可能かどうかというのをチェックして、不可能なら不可能で構いませんと、そういう意識で書いてるわけではないんですけども、ただそういう誤解を与えるとするとよろしくないの、ちょっと文言についてはここ引き取らせてください。考えたいと思います。一つ目です。

【日本貿易保険 佐藤】 二つ目。英語に関しての開示ということでのあらためての背景説明と御要望、御提言ということであったわけですが、実際に環境社会配慮ガイドラインにおいても情報公開に関しては、やはり考え方としてIFCだったり、コモンアプローチだったり、そういう国際的なルールを踏まえて、現地の方たちがしっかりと理解できる言語であるということが重要だというふうを考えて、そういうことで公開をしているという状況でございます。それと同様な考えになるんですけども、我々としてはやはり現地の方というのはその情報公開配慮の一番のステークホルダーということになりますので、その方たちが理解できる言語ということで、これも国際的なルールを踏まえた形でそのように対応していければというふう考えております。

【司会】 どうぞ。

【原子力資料情報室 松久保】 ありがとうございます。原子力資料情報室の松久保です。

先ほどの英語のところなんですけれども、この原発輸出案件が融資される対象っていうのは基本的に、原子力がそれほど無いような国に対して、もしくはこれまで無かった国に対して輸出されることもあると思うんですね。そういう際に、現地住民の方にこの情報を公開して、原子力に関して全く分からない方がこれ読んで理解できるのかといわれると全く理解できない。言語明瞭、意味不明瞭みたいな状態になると思うんですね。そういう状況下で恐らく専門家の方にこれ見てもらって、どうなんでしょうかみたいな相談をするようになるだろうなと思うんですが、この状況下で原子力が無かった国で、国内に専門家がいるのかどうかも分からない、そういう状況下であれば英語でないとその方々が相談することすらできないような状況になってしまうであろうというふうに思うんです。

なので英語での開示は必須な情報になってくるんじゃないか。それこそ現地住民の方たちが、ステークホルダーで、現地住民の方たちにとっても英語での開示というのは必須項目になってくるんじゃないかなと思うんですが、その辺りについてお答えをお聞かせいただきたいと思います。

【司会】 JBIC・NEXI より回答をお願いします。

【日本貿易保険 佐藤】 NEXI の佐藤でございます。おっしゃっているところの背景というのはもちろん理解できるんですけれども、基本的にはそれぞれの国がそれぞれの規制機関のやり方に従って住民との協議を進めていくということかと思っております。

日本においても規制委員会が情報公開ということでウェブのほうに載っておりますけれども、すいません、これ私の理解なんですけど、必ずしも英語での公開っていうようなことっていうのはされていないんじゃないかというふうに思っております。いろんな文書含めてですね。これはやはり現地の国のやり方、それから現地の国の中での説明の仕方だとかっていうことの状況、いろんな文化とか慣習だとか踏まえてやることになるんじゃないかというふうに思っておりますので、英語での開示っていうことを義務付けてしまうと非常に実行性を欠いてしまうというようなことがあって、この点に関してはやはり我々としてはその現地の国の方がしっかりと理解できるような形でのコンサルテーションが図られていくべきだという考え方に基づきたいというふうに思っております。

【司会】 どうぞ。

【原子力資料情報室 松久保】 ちょっと拘りたいと思うんですけれども、先ほど実行性を欠いてしまうというふうにおっしゃられたんですが、何を実行性を欠くのか理解がちょっと私できなかったところですね。さらに言うと、日本では確かに英語で公開されていないのはおっしゃるとおりなんですけど、その国、国によって熟度というのは当然、国民の理解度っていうのはどんどん変わってくると思うんですね。

先ほど申し上げたとおり、国によっては原子力に関して全く分からないような状況に置かれてる人とかもいらっしゃると思うんです。そういう人たちがこの情報を、例えば立地や建設計画とか、環境影響評価とか、使用済燃料とか、そういったものを、情報を出されたとしても、それどの程度理解できるのかというところとすごく分からないところがあるんですね。

なので、それを相談できるようにするためにも国内に専門家があまりいないような状況においては英語で情報が提供されないと相談すらできない。つまりステークホルダーの方たちにとって非常に不利益な状況下に置かれるんじゃないかなというふうに思います。なのでやっぱり英語で公開するというのは必要じゃないかなと思うんですがいかがでしょう。

【日本貿易保険 佐藤】 ありがとうございます。我々の考え方としては繰り返しになってしまうんですけれども、コンサルテーションのあり方とか、やり方、それから住民との協議の仕方というようなこと、そういったものというのはそれぞれの国の中で適した方法でなされていくっていうこととっております。そういった点で実行性を欠いてしまうんじゃないかというふうに申し上げたのは、我々指針としてそういったことを書いてしまうと際限なく広がってしまう、英語でのものが広がってしまう、それこそ当該国ではそういったことをそもそもやることになっていないというようなことがあれば、それはそれで大変な作業になってしまうということがあって、そういう意味で実行性を欠いてしまうというふうなことで申し上げたわけなんですけれども、我々としては一番重要な点というのは地域の方が政府としっかりとコミュニケーションを取って、その中で意見を反映したような形、あるいは意見をどういうふうに考慮したかっていうことがしっかりと説明されたような形でプロジェクトが出来上がっていくかということを確認する。それがIAEAの基準の中でも書かれているような内容でございますので、そういった点を確認をしていきたいというふうに思っているところであります。

【司会】 どうぞ。

【FoE Japan 満田】 私たちは地域のコミュニティーが理解可能な言語及び英語でその二つでの開示を求めています。原子力プロジェクトはここで想定されているのは日本企業が関与する原子力事業が想定されていると思います。国際的な事業なので、当然基本的な文書というのは英語で作られるであろう。そして当然JBIC・NEXIさんもそれを入手されるであろうということで、それを公開してくださいということで、新たに現地語のものを英訳してくださいということをお求めているものではございません、というのが一つです。

あと、繰り返しになるんですが、私たちとしてはこの立地及び建設計画の少なくともこういう項目、あるいはこれに該当するものという書き方で、やはり参照するようなものを付けてほしいということ。そしてとりわけ環境社会配慮ガイドラインにおいては環境影響

評価というものが一つの重要な文書になっていると思うんですが、環境影響評価について当該国で許認可を得ていることも確認のうちの一つになっていると思います。なぜこの原子力事業においては原子力に関する許認可を要求しないのかというのは理由を教えてくださいたいと思います。

それから、やはり先ほど来、当該国での現地住民との協議というものを重視されるというお話はあるんですが、その協議をどのように確認するのかということはここでは書かれていないんですね。ですからやはりその協議録、あるいは先ほど出てきた当該国の規制当局と事業者、規制当局に提出された事業者の書類と規制当局と事業者のやりとりというものもこれは開示していただきたいというふうに考えてます。以上です。

【司会】 JBIC・NEXI、回答をお願いします。

【日本貿易保険 佐藤】 NEXIの佐藤でございます。一つ目の日本企業さんが関わっているので英語があるのかどうかというところに関してはちょっとすいません、ここは私、その辺の状況をしっかりと把握ができておりませんので、回答は控えさせていただきたいと思います。

それから許認可について環境アセスメント、我々ガイドラインに基づく環境社会配慮確認、その点では許認可を求めているのに、今回この点について求めていないのはどういうことなのか、という御質問だったんですけども、我々、許認可を求めていないということではなくて、許認可がしっかりとできているのかどうかということ、確認の時点で許認可が出ていれば当然それも確認していくということになります。ただいろんなタイミングがあって、それが将来出てくるタイミングがある、そういうケースもあるかと思えます。そういったケースも含めて、我々レビューのタイミングで出ているものはそこを確認してまいりますし、あるいは将来それが出るといふことに関しましてはその点も含めてモニタリングをしていくというようなことを考えているところであります。

それから協議の仕方ということをどのように確認するのかということなんですけれども、これは環境社会配慮とも考え方は同様なんですけれども、基本的には環境社会配慮確認は現地に行って、事業者さん、あるいはその規制機関等にインタビューして、場合によっては住民の方とも話をするということになるかと思うんですけども、どのような情報交換が行われたのか、どのようなコンサルテーションが行われたのか、どのような質問が出て、どういうふうな対応がなされているのかということインタビュー等によって確認をしていくことになります。ですから、この協議の状況が公開されているのが必須なのかどうかというふうにいわれると、必ずしも環境ガイドライン上それを求めているわけではございません。この情報公開指針のコンサルテーションというか協議の状況についても同じようなやり方で確認をしていくというふうに考えているところであります。

【司会】 本日ちょっとお時間が迫ってまいりましたけれども、先ほど挙手をされていていらっしゃる方よろしゅうございますか。最後に。

【K&C プロジェクトサポート 川井】 私の質問も実は満田さんが言われたことと同じだったんですけども、先ほど語学の問題ですね、英語の問題。やはり現地ステークホルダーのみならず、この輸出に関わる公的資金をつかった JBIC さん、NEXI さん、それから日本企業というのはあくまでも関わる輸出ですから、国民の関心事でもあるし、さらにはどんなプラントが相手国に輸出されるのかは日本の市民、国民、あるいは NGO としてもチェック、レビューする権利はありますので、ぜひ英語での公開もお願いしたいというのが一つありました。

もう一つは先ほども、これも説明あったようにこの 8 ページですか、第 2 部の。入手可能性という、例えば言葉について見直していただくという御返答はあったんで、これはこれでぜひお願いしたいと思うし、その他にもこの文書の中であちこちにちりばめられている適切とか、配慮とか、努力とか、こういった曖昧な単語を総ざらい見直していただきたい。やはりこの辺の曖昧さが残る限り、その輸出の認可、こちらで実行に移すかどうかの、やっぱり具体的なクライテリアとしては不十分ですので、やはり一つ一つ白黒がはっきりつくような形で曖昧な表現は一切やめていただいて、この文書全体的に見直していただきたいというふうに思います。

【司会】 ありがとうございます。それでは次回以降も予定をされているところで、本日はお時間となってしまいましたけれども、次回以降また、いただきました照会に対する JBIC・NEXI 側の対応、それから御意見、御質問につきましては次回以降で対応を、協議をするというふうな形にさせていただければと存じます。最後に JBIC・NEXI より補足すべき点などあればお願いいたします。

【国際協力銀行 大矢】 今まさにお話ありましたようにちょっと時間がなくなったという感がありますので、第 9 回のコンサル会合も、会場を押さえる都合もありましたので、事前にプレノティスをさせていただいております、9 月 7 日木曜日の 14 時からこちらの場所ということですので、引き続き議論をさせていただければと思います。本日はお忙しい中ありがとうございました。

【司会】 以上で第 8 回のコンサルテーション会合を終了することとさせていただきます。本日はお忙しい中、御参集いただきまして誠にありがとうございました。

(了)